

測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領の
一部改正に関する意見募集の結果について

令和元年 11 月 7 日
国 土 地 理 院

測量法（昭和24年法律第188号）第29条の規定に基づく承認取扱要領の一部改正について、令和元年7月19日から8月23日まで、広く国民の皆様からの御意見を募集しましたところ、これに対して6件の御意見をいただきました。

いただいた主な御意見の概要とこれに対する考え方を別紙のとおり取りまとめたので公表いたします。

それらの結果も含め、7月19日以降に変更した事項はありません。

なお、いただきました御意見そのものにつきましては、下記において閲覧できます。

茨城県つくば市北郷1番
国土交通省国土地理院地理空間情報部情報企画課

今回の意見募集にあたり、御協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げます

測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領の一部改正に関する
意見募集のとりまとめ

新旧対照表 の箇所	主なご意見の要旨	ご意見に対する考え方
第 2 条及び 第 3 条	今回の関連規定の改正により、測量成果の利用がより可能と考えられるため、要領の一部改正に賛成。	いただいたご意見については、測量成果の利用がより可能となるための参考とさせていただきます。
第 2 条及び 第 3 条	第 2 条第 2 項の「正確さ」については、どの程度までを許容するのか、一応その基準・目安について通知等での解釈通達を行っておくべき。また、第 3 条第 3 号についても、どのような場合が該当するのか、目安や解釈例を示しておくべき。	いただいたご意見については、今後、要領改正に併せて行う「測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領 運用・解釈」等関係資料の改定や、申請に関するホームページの改定の際の参考とさせていただきます。
第 2 条	改正案「2 前項の場合において、複製により得られる成果が測量成果としての正確さを要しないものは、同項各号に掲げるものから除くものとする。」について、例えば「縮尺やスケールを表示せずに・・・」など、わかりやすく書いたほうがいい。	いただいたご意見については、今後、要領改正に併せて行う「測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領 運用・解釈」等関係資料の改定や、申請に関するホームページの改定の際の参考とさせていただきます。
第 2 条	測量成果を得るためには複製承認ではなく 30 条の使用承認に該当するため 29 条による「複製品」は測量成果とはなりえないと考えます。よって複製品には「測量成果」としての正確さは存在しないのではないのでしょうか。	いただいたご意見については、今後、要領改正に併せて行う「測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領 運用・解釈」等関係資料の改定の際の参考とさせていただきます。 「複製品が測量成果としての正確さを要しないもの」については、申請者の方にご理解いただけるよう、ホームページに掲載することとしております。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約させていただいております。

※本検討案と直接関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。